



金沢市公報

第3173号の2

令和7年(2025年)3月3日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●告 示

○宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制

区域の指定について

(道路建設課)

1

告 示

●金沢市告示第58号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定し、令和7年4月1日から効力を有するものとします。

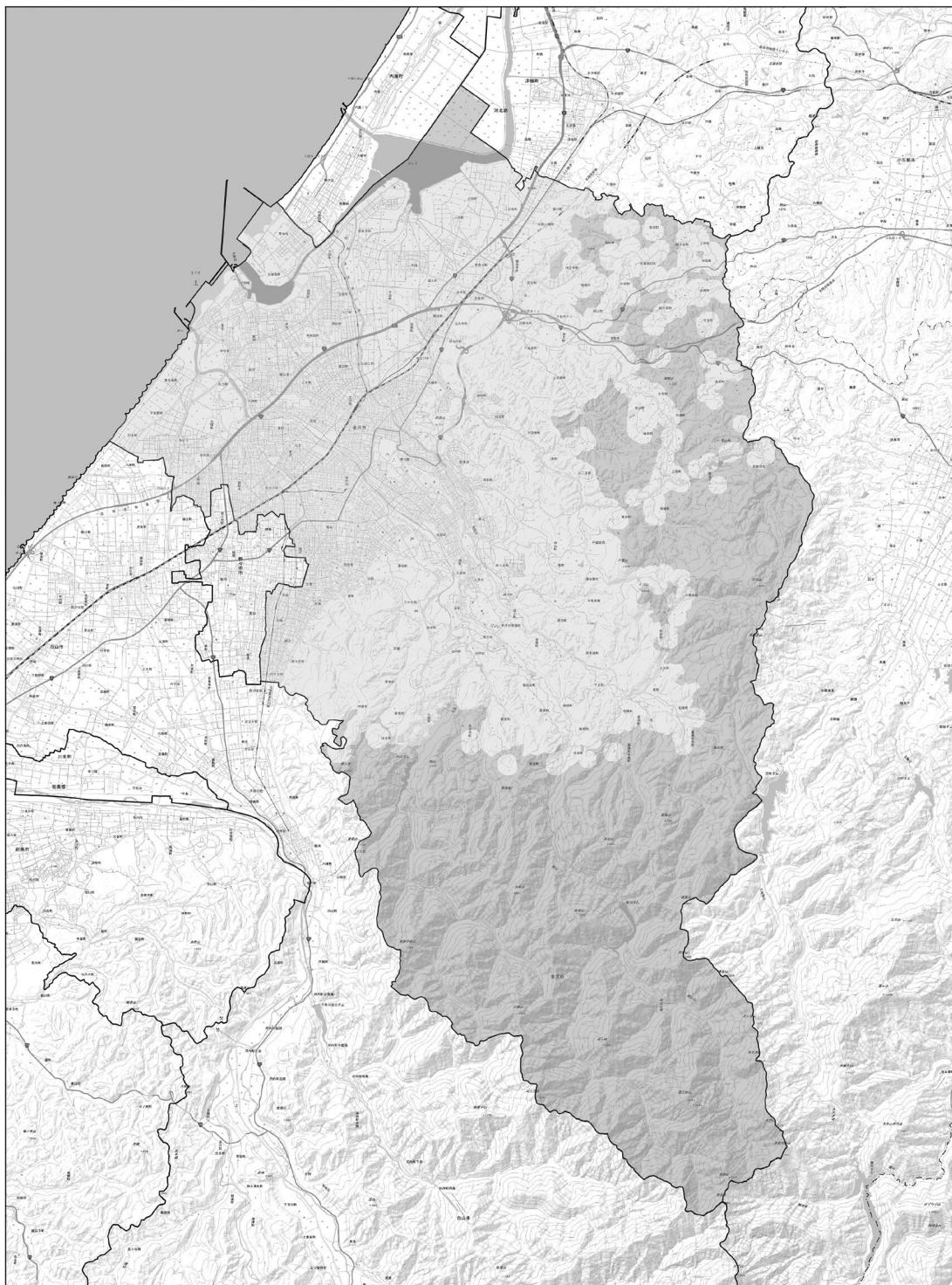
令和7年3月3日

金沢市長 村 山 卓

1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の区域

別図に定める区域（別図は、金沢市土木局道路建設課に備え置いて一般の縦覧に供します。）

2 別図



令和7年(2025年)3月3日 発行 発行人
発行所
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市役所
(株)共栄